

エコマーク料金規定

2017年9月1日

公益財団法人日本環境協会

第1条 本規定は、エコマークに係わる料金を定める。

第2条 料金は、以下の三種類とする。

- ① エコマーク商品認定審査料
- ② エコマーク使用料
- ③ エコマーク認定証発行料（認定証の再発行・追加発行が対象）

第3条 エコマーク商品認定審査料、エコマーク使用料及びエコマーク認定証発行料の金額は、別表に定め、公表する。

第4条 エコマーク商品認定審査料、エコマーク使用料及びエコマーク認定証発行料は、必要に応じて見直す。

2 前項の料金の見直しは、エコマーク事業の公益性に鑑み、エコマーク使用契約者数、エコマーク商品の売上高推移、認定商品数、認定基準の見直しその他諸般の事情を考慮するものとする。

附 記

2012年4月1日 制定施行（料金の表を料金規定として再構成、使用料の一部見直し）

2012年10月1日 改定実施（商品類型「ホテル・旅館」に係わる料金を追加）

2013年4月1日 改定施行（公益財団法人設立）

2015年10月1日 改定施行（商品認定審査料、使用料、認定証発行料の一部見直し）

2017年9月1日 改定施行（商品類型「飲食店」に係る料金を追加）

エコマーク商品認定審査料

別表 1. 1 商品類型 No. 501「小売店舗」、商品類型 No. 503「ホテル・旅館」、及び商品類型 No. 505「飲食店」以外の商品類型に係るエコマーク商品認定審査料（「エコマーク商品認定・使用申込書」1通あたり）

審査料（別途消費税）
20,000 円

（制定日：2003年10月1日）

別表 1. 2 商品類型 No. 501「小売店舗」、商品類型 No. 503「ホテル・旅館」、及び商品類型 No. 505「飲食店」に係る審査料（「エコマーク認定・使用申込書」1通あたり）

審査料（別途消費税）
40,000 円

注：平成30年（2018年）3月31日までの認定審査申込分に関する審査料は、一律2万円（別途消費税）とします。

エコマーク使用料

別表 2. 1 商品類型 No. 501「小売店舗」、商品類型 No. 502「カーシェアリング」、商品類型 No. 503「ホテル・旅館」、及び商品類型 No. 505「飲食店」以外の商品類型に係るエコマーク使用料（年間）

エコマーク認定商品の合計売上高区分	使用料（別途消費税）
～ 10万円以下	10,000円
10万円超 ～ 2,500万円以下	30,000円
2,500万円超 ～ 5,000万円以下	50,000円
5,000万円超 ～ 7,500万円以下	75,000円
7,500万円超 ～ 1億円以下	100,000円
1億円超 ～ 1億7,500万円以下	150,000円
1億7,500万円超 ～ 2億5,000万円以下	200,000円
2億5,000万円超 ～ 3億2,500万円以下	250,000円
3億2,500万円超 ～ 4億円以下	300,000円
4億円超 ～ 4億7,500万円以下	350,000円
4億7,500万円超 ～ 5億5,000万円以下	400,000円
5億5,000万円超 ～ 6億2,500万円以下	450,000円
6億2,500万円超 ～ 7億円以下	500,000円
7億円超 ～ 8億5,000万円以下	600,000円
8億5,000万円超 ～ 10億円以下	700,000円
10億円超 ～ 20億円以下	800,000円
20億円超 ～ 30億円以下	900,000円
30億円超 ～ 40億円以下	1,000,000円
40億円超 ～ 50億円以下	1,100,000円
50億円超 ～ 60億円以下	1,200,000円
60億円超 ～ 80億円以下	1,300,000円
80億円超 ～ 100億円以下	1,400,000円
100億円超 ～ 200億円以下	1,500,000円
200億円超 ～ 300億円以下	2,000,000円
300億円超 ～ 500億円以下	2,500,000円
500億円超 ～	3,000,000円

（制定日2012年4月1日）

注：平成23年度時点で既契約である使用契約者に関しては、平成24年度の使用料支払いに際し、別表2.1中の合計売上高区分が200億円超の場合は一律

150万円（別途消費税）とします。

別表 2. 2 商品類型 No. 501「小売店舗」、商品類型 No. 502「カーシェアリング」、商品類型 No. 503「ホテル・旅館」、及び商品類型 No. 505「飲食店」に係る使用料（年間、1事業者あたり）

区分		使用料（別途消費税）	
商品類型 No. 501 「小売店舗」 商品類型 No. 503 「ホテル・旅館」	認定施設数	1～9施設	1施設目 30,000円＋ 2施設目以降：1施設 毎に 20,000円加算
		10～29施設	200,000円
		30～100施設	500,000円
		100施設超	1,000,000円
商品類型 No. 502 「カーシェアリング」	車両台数	100台以下	30,000円
		101～500台	200,000円
		501～3,000台	500,000円
		3,000台超	1,000,000円
商品類型 No. 505 「飲食店」	認定施設数	1施設	30,000円
		2～9施設	50,000円
		10～100施設	100,000円
		101～500施設	200,000円
		501～2,000施設	500,000円
		2,000施設超	1,000,000円

エコマーク認定証発行料（認定証の再発行・追加発行が対象）

別表 3. 1（日本語版、英語版とも1枚あたり）

発行料（別途消費税）
5,000円

以上